
株式会社データ・アプリケーション 定款

改定履歴

1982年9月22日	公証人認証
1997年6月6日	改定
2000年8月4日	改定
2001年6月27日	改定
2002年6月13日	改定
2003年6月19日	改定
2005年6月16日	改定
2006年3月9日	改定
2006年6月30日	改定
2007年1月18日	改定
2007年6月29日	改定
2009年6月23日	改定
2013年10月1日	改定
2016年6月23日	改定
2022年6月21日	改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社データ・アプリケーションと称し、英文では、
Data Applications Company, Limited と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器およびその部品の開発、製造
2. コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守および輸出入
3. システムエンジニアリングのコンサルタント業
4. コンピュータシステムの管理および運営
5. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
6. その他上記に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によること
ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞
に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、7, 200, 000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得
することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- (3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(2) 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。あらかじめ定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(2) 株主総会においては取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(2) 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、9名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第20条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程で定められた取締役が招集し、議長となる。

- (2) 前項の取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(代表取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から選定する。

- (2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であつた者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(業務執行取締役でない取締役との間の責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める責任限度額とする。

第5章 執行役員

(執行役員)

第33条 当社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執行を委ねることができる。

(2) 執行役員に関する必要な事項は、この定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める執行役員規程による。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第44条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第46条 剰余金の配当および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(2) 未払の剰余金の配当および中間配当金には、利息を付けない。

附則

- (1) 第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。
- (3) 本附則は施行日から6か月を経過した日に削除する。